サービス利用料金【要介護1～5の方】《1割》

※下記「サービス利用料金」は、介護負担割合が1割の方の料金です。
※介護負担割合が2割・3割の方は、別表をご覧ください。

＊ 各サービスについての料金は次の通りです。

		(単位数) 1単位:10.42円	利用料金	介護保険から給付される金額	利用者負担額
身体介護	20分未満	163	1,698円	1,528円	170円
	20分以上30分未満	244	2,542円	2,287円	255円
	30分以上1時間未満	387	4,032円	3,628円	404円
	1時間以上	567	5,908円	5,317円	591円
	1時間を超えて30分を増す毎に	82	854円	768円	86円
生活援助	20分以上45分未満	179	1,865円	1,678円	187円
	45分以上	220	2,292円	2,062円	230円
身体介護中心型に引き続き生活援助中心型の訪問介護を行う場合	生活援助20分以上	65	677円	609円	68円
	生活援助45分以上	130	1,354円	1,218円	136円
	生活援助70分以上	195	2,031円	1,827円	204円
その他の加算について					
初回加算	初回月のみ	200	2,084円	1,875円	209円
緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護のみ)	100	1,042円	937円	105円
生活機能向上連携加算Ⅰ	1月につき	100	1,042円	937円	105円
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき	200	2,084円	1,875円	209円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1か月あたりの利用料金×224÷1,000(224/1,000)				

＊ 利用料金には6級地、地域区分(10.42円)を地域加算として乗じた額が利用料金に上乗せされています。
＊「介護保険から給付される額」は、「利用料金」×0．9(端数は切り捨て)です
＊「利用者負担額」は、「利用料金」－「介護保険から給付される金額」を引いた金額です。
＊ 利用者の自宅で、サービスを提供するために使用する、電気、水道、ガス等の費用は、利用者の負担となります。

＊ 営業時間帯(8:00～18:00)以外の時間帯でのサービスを行う場合は、以下の割合で利用料金に 割増料金が加算されます。
割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
夜間 (午後6時～午後10時迄) 25%
早朝 (午前6時～午前8時迄) 25%

サービス利用料金【要介護1～5の方】《2割》

※下記「サービス利用料金」は、介護負担割合が2割の方の料金です。

＊ 各サービスについての料金は次の通りです。

		（単位数） 1単位：10.42円	利用料金	介護保険から給付される金額	利用者負担額
身体介護	20分未満	163	1,698円	1,358円	340円
	20分以上30分未満	244	2,542円	2,033円	509円
	30分以上1時間未満	387	4,032円	3,225円	807円
	1時間以上	567	5,908円	4,726円	1,182円
	1時間を超えて30分を増す毎に	82	854円	683円	171円
生活援助	20分以上45分未満	179	1,865円	1,492円	373円
	45分以上	220	2,292円	1,833円	459円
身体介護中心型に引き続き生活援助中心型の訪問介護を行う場合	生活援助20分以上	65	677円	541円	136円
	生活援助45分以上	130	1,354円	1,083円	271円
	生活援助70分以上	195	2,031円	1,624円	407円
その他の加算について					
初回加算	初回月のみ	200	2,084円	1,667円	417円
緊急時訪問介護加算	1回につき（身体介護のみ）	100	1,042円	833円	209円
生活機能向上連携加算Ⅰ	1月につき	100	1,042円	833円	209円
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき	200	2,084円	1,667円	417円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1か月あたりの利用料金×224÷1,000（224/1,000）				

＊ 利用料金には6級地、地域区分（10.42円）を地域加算として乗じた額が利用料金に上乗せされています。

＊「介護保険から給付される額」は、「利用料金」×0．8（端数は切り捨て）です

＊「利用者負担額」は、「利用料金」－「介護保険から給付される金額」を引いた金額です。

＊ 利用者の自宅で、サービスを提供するために使用する、電気、水道、ガス等の費用は、利用者の負担となります。

＊ 営業時間帯（8：00～18：00）以外の時間帯でのサービスを行う場合は、以下の割合で利用料金に 割増料金が加算されます。

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

夜間 （午後6時～午後10時迄） 25%

早朝 （午前6時～午前8時迄） 25%

サービス利用料金【要介護1～5の方】《3割》

※下記「サービス利用料金」は、介護負担割合が3割の方の料金です。

＊ 各サービスについての料金は次の通りです。

		（単位数） 1単位：10.42円	利用料金	介護保険から給付される金額	利用者負担額
身体介護	20分未満	163	1,698円	1,188円	510円
	20分以上30分未満	244	2,542円	1,779円	763円
	30分以上1時間未満	387	4,032円	2,822円	1,210円
	1時間以上	567	5,908円	4,135円	1,773円
	1時間を超えて30分を増す毎に	82	854円	597円	257円
生活援助	20分以上45分未満	179	1,865円	1,305円	560円
	45分以上	220	2,292円	1,604円	688円
身体介護中心型に引き続き生活援助中心型の訪問介護を行う場合	生活援助20分以上	65	677円	473円	204円
	生活援助45分以上	130	1,354円	947円	407円
	生活援助70分以上	195	2,031円	1,421円	610円
その他の加算について					
初回加算	初回月のみ	200	2,084円	1,458円	626円
緊急時訪問介護加算	1回につき（身体介護のみ）	100	1,042円	729円	313円
生活機能向上連携加算Ⅰ	1月につき	100	1,042円	729円	313円
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき	200	2,084円	1,458円	626円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1か月あたりの利用料金×224÷1,000(224/1,000)				

＊ 利用料金には6級地、地域区分（10.42円）を地域加算として乗じた額が利用料金に上乗せされています。

＊「介護保険から給付される額」は、「利用料金」×0．7（端数は切り捨て）です

＊「利用者負担額」は、「利用料金」－「介護保険から給付される金額」を引いた金額です。

＊ 利用者の自宅で、サービスを提供するために使用する、電気、水道、ガス等の費用は、利用者の負担となります。

＊ 営業時間帯（8：00～18：00）以外の時間帯でのサービスを行う場合は、以下の割合で利用料金に 割増料金が加算されます。

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

夜間 （午後6時～午後10時迄） 25%

早朝 （午前6時～午前8時迄） 25%